

平成18年 9月21日

保護者 様

志摩町立桜野小学校
校長 古川 千年

再！不審電話への対応について

9月も後半に入り、本格的な秋の訪れが間近となりました。保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、1学期にもありましたが、ある家庭に不審電話がかかるという事例が発生しました。今回は、昨日の夕方、本校区の家にも男性（名前を名乗って）からかかってきたということです。

それは、「最近、名簿の被害（？）に遭っている人がいて、5000円ぐらいの損害を受けている。学級の連絡網はありますか？もし無ければ、名簿を売ったことになるから逮捕されるよ」と、脅かしたそうです。

不審電話の内容は、最近ますます巧妙になってきていますが、たとえ、警察や教育委員会でも、他人の住所や電話番号を尋ねたりすることはありません。

今後、各ご家庭に不審な電話がかかってきた場合は、下記のような対応をしていただくようお願いいたします。併せて、学校にも連絡を入れてください。また、必要のなくなった過年度の連絡網については、速やかに処分していただくとともに、本年度の連絡網の取り扱いについても、配慮していただくようお願いいたします。



記

《保護者の方が受話器を取った》場合

- 相手方の氏名を問いただす。
- 児童の住所や電話番号などを知りたい理由を確認した上で、いかなる理由があろうとも、「**プライバシー保護の立場から、他人に関する情報を伝えることはできない**」と、はっきりと答える。

《お子様が受話器を取った》場合

- その用件については自分では対応出来ないということで、「**保護者に替わる**」という旨を相手方に伝える。
- ※もし保護者不在の場合は、「**今は親がいないので、また後で電話をしてください**」と、相手方に伝える。～日頃からお子様と話し合っておく。